

子育て

ネット・スマホ



性教育

薬物乱用防止

申請期間

4/9(木)

~

1/29(金)

※必着

R8

# 青少年健全育成に向けた 講師派遣事業

## 事業概要

青少年健全育成活動に取り組む各種団体が開催する講演会等を対象に、県に登録する各分野の専門家を講師として派遣します。



謝金・旅費は県が負担します。

(令和7年度から大きな変更はありません。)

## 申請期間及び派遣期間

申請期間：令和8年4月9日(木)～令和9年1月29日(金) 必着

派遣期間：令和8年5月8日(金)～令和9年3月12日(金)

○申請は、派遣希望日の1か月前までにお願いします。

○派遣回数は、1団体当たり年度内に1回までです。

○申込数が上限に達した場合、以降の申請受付を終了します。

## 留意事項 (詳しくは冊子をご覧ください)

・希望するテーマに合わせて、「派遣対象となる分野一覧」からお選びください。

なお、特定の講師を希望することはできません。

・学生のみを対象とする講演会等は、分野によりお受けできない場合があります。(「派遣対象となる分野一覧」をご参照ください。)

・講師決定後、開催を中止する場合は、委託団体に連絡してください。

# 目 次

事業の概要	…	1
派遣対象となる分野一覧	…	2
講師派遣の手続き	…	5
青少年健全育成に向けた講師派遣事業フロー図	…	6
注意事項・よくある質問	…	7
青少年健全育成に向けた講師派遣事業派遣申請書（様式第1号）	…	8
青少年健全育成に向けた講師派遣事業実施報告書（様式第4号）	…	9

## 事業の概要

### 1 派遣対象となる講演会等

活動の本拠を岡山県内に置き、青少年健全育成活動に取り組む各種団体（地域活動グループ、町内会、学校、PTA、その他各種団体等。以下「主催者」という。）が開催する講演会等（オンラインを含む）で、次のページに記載する分野を対象とし、以下の条件を満たすものを派遣対象とします。

- (1) 岡山県内で開催するもの
- (2) 岡山県民又は岡山県に通勤・通学する者を対象に開催するもの  
本事業は、原則、保護者又は地域住民を主たる受講者とする講演会等を対象としますが、次のページの「派遣対象となる分野一覧」に記載する「学生のための講演会等にも派遣可能なもの」については、学生のみが参加する講演会等であっても、派遣の対象とします。
- (3) 受講者数が概ね20名以上のもの
- (4) 講演時間が概ね45分以上、2時間以内のもの（質疑応答含む）
- (5) 政治、宗教活動及び営利を目的としないもの
- (6) 年度内に本事業に係る講師派遣を受けていないもの  
（今年度2回目の申請でないこと。）

ただし、やむを得ない事情により派遣が決定していた講演会が中止となった場合は、年度内の再申請は可能とする。

### 2 講演の方法

#### (1) 現地における講演

直接講師を講演会場等に派遣するもの。

また、講師に施設まで来てもらい、放送設備等を使用して複数会場で聴講する場合も、現地における派遣として取り扱います。

会場において聴講者に直接講演する以外の形式をとる場合には、申請書の「その他参考事項」欄に詳細を記載してください。

#### (2) オンライン講演

オンライン派遣とは、遠隔地からシステム（Zoom等）を利用して講師に講演をお願いするものです。

システム（使用ツール）は、主催者において準備してください。

使用するツールは、申請書へ記入してください。

## 派遣対象となる分野一覧

講師派遣の対象となる講演会等の内容については、主に次の分野とします。

- ・ 子育て・家庭教育・地域の教育力
- ・ インターネット・携帯電話
- ・ 性教育・デートDV
- ・ 少年非行
- ・ 薬物乱用防止
- ・ 生活習慣
- ・ 人権教育（子ども・女性）

各分野の内容については、以下を参考としてください。

分野	子育て・家庭教育・地域の教育力	対象				
		一般・保護者	小学生のみ	中学生のみ	高校生のみ	その他学生のみ
	主な内容（参考）					
	子育て支援	○	○	○	○	○
	自己肯定感を育む子育て	○	○	○	○	○
	発達障害を持つ子の子育て	○	○	○	○	○
	家庭教育	○	○	○	○	○
	親子関係	○	○	○	○	○
	コミュニケーション	○	○	○	○	○
	感情コントロール（アンガーマネジメント）	○	○	○	○	○
	感情教育・感情理解教育	○	○	○	○	○
	子どもの心の理解	○	○	○	○	○
	思春期・青年期臨床心理学	○	○	○	○	○
	発達心理学	○	○	○	○	○
	家族心理学	○	○	○	○	○
	人間関係	○	○	○	○	○
	子ども・若者の居場所	○	○	○	○	○
	不登校の理解と支援	○	○	○	○	○
	アウトリーチ（訪問支援）	○	○	○	○	○
	包括スクールカウンセリング	○	○	○	○	○
	学校教育（中学生、高校生との関わり方について）	○	○	○	○	○
	次世代育成とコミュニティ支援	○	○	○	○	○
	論語教育	○	○	○	○	○
	絵本の読み聞かせを通じた心の育み	○	○	○	○	○

## 派遣対象となる分野一覧

分野	インターネット・携帯電話				
主な内容（参考）	対象				
	一般・保護者	小学生のみ	中学生のみ	高校生のみ	その他学生のみ
メディアコントロール	○	○	○	○	○
メディアリテラシー教育	○	○	○	○	○
情報モラル教育	○	○	○	○	○
情報リテラシー教育（AIリテラシー）	○	○	○	○	○
情報セキュリティ教育	○	○	○	○	○

分野	性教育・デートDV				
主な内容（参考）	対象				
	一般・保護者	小学生のみ	中学生のみ	高校生のみ	その他学生のみ
デートDV防止	○	○	○	○	○
青年期・思春期の性暴力	○	○	○	○	○
性教育	○	○	○	○	○
生殖医療	○		○	○	○
性感染症	○		○	○	○

分野	少年非行				
主な内容（参考）	対象				
	一般・保護者	小学生のみ	中学生のみ	高校生のみ	その他学生のみ
少年事件（少年非行防止）	○	○	○	○	○
少年非行の現状	○	○	○	○	○
非行少年の社会復帰・更生支援	○	○	○	○	○
法律問題	○	○	○	○	○
暴力防止教育	○	○	○	○	○
子どもの問題行動（青少年育成）	○	○	○	○	○

分野	薬物乱用防止				
主な内容（参考）	対象				
	一般・保護者	小学生のみ	中学生のみ	高校生のみ	その他学生のみ
薬の適正使用	○	○	○	○	○
薬物乱用防止（アルコールを含む）	○	○	○	○	○
オーバードーズ（市販薬の過剰摂取）	○	○	○	○	○
若者の薬物依存	○	○	○	○	○

## 派遣対象となる分野一覧

分野	生活習慣	対象				
		一般	小学生のみ	中学生のみ	高校生のみ	その他学生のみ
	主な内容（参考）					
	メンタルヘルス	○	○	○	○	○
	ストレスケア	○	○	○	○	○
	ストレスマネジメント	○	○	○	○	○
	心理学	○	○	○	○	○
	睡眠学	○	○	○	○	○
	精神保健	○	○	○	○	○
	フレイル	○	○	○	○	○

分野	人権教育（子ども・女性）	対象				
		一般・保護者	小学生のみ	中学生のみ	高校生のみ	その他学生のみ
	主な内容（参考）					
	人権教育	○	○	○	○	○
	児童虐待	○	○	○	○	○
	ヤングケアラー	○	○	○	○	○
	若年女性支援	○	○	○	○	○
	ジェンダー	○	○	○	○	○
	L G B T Q	○	○	○	○	○
	S O G I	○	○	○	○	○
	性同一性障害	○	○	○	○	○
	アンコンシャスバイアス	○	○	○	○	○
	障害者福祉	○	○	○	○	○
	障害者の人権	○	○	○	○	○
	生理の貧困	○	○	○	○	○

その他にも、「消費者教育」「金融教育」「主権者教育」など、青少年の健全育成に資する講演会等であれば、講師を派遣できる内容がありますので、上記に記載が無い場合でも、申請前にご相談ください。

## 講師派遣の手続き

### 1 申請書の提出

講師の派遣を希望する講演会等の主催者は、申請期間中に「青少年健全育成に向けた講師派遣事業派遣申請書(様式第1号)」を、岡山県子ども・福祉部子ども家庭課が事業を委託した団体(以下「受託団体」という。)あてに提出していただきます。  
オンライン講演を希望する際は、申請書に必ずその旨を記載してください。

### 2 審査・通知

受託団体において申請書を審査し、派遣が適当と認められる場合は、講師と日程等を調整し、日程等が決定しましたら、主催者に派遣決定通知(様式第3号)を郵送します。

### 3 打合せ・事前準備

講師決定後、講師との具体的な打ち合わせ、講演会等に係る必要な資料・資材・会場の準備等は、直接申請者において行ってください。

### 4 講演会等の実施

講演会等の実施の際は、講師が「青少年健全育成に向けた講師派遣事業の講師」であること又は講演会等が「青少年健全育成に向けた講師派遣事業」を活用したものであることを、講演会等の式次第、看板、配布資料等のいずれかに明記してください。  
実施報告のために開催状況の写真撮影をお願いします。

### 5 実施報告

主催者は、講演会等の終了後10日以内に「青少年健全育成に向けた講師派遣事業実施報告書(様式第4号)」を、受託団体あてに提出していただきます。  
実施報告書には、講演時の写真及び講演概要が分かる資料を添付してください。

※申請書・実施報告書は、岡山県のホームページからダウンロードできます。

### 6 費用の支払い

実施報告書受理後、受託団体から講師へ謝金及び旅費を支払います。  
※講演会等に係る謝金及び旅費以外の経費は主催者の負担とします。

## 令和8年度「青少年健全育成に向けた講師派遣事業」受託団体

申し込みについては、下記受託団体まで、郵送・メールにてお願いします。  
なお、問い合わせについても、下記の電話またはメールにてお願いします。

### 1 団体名

一般社団法人SGSG

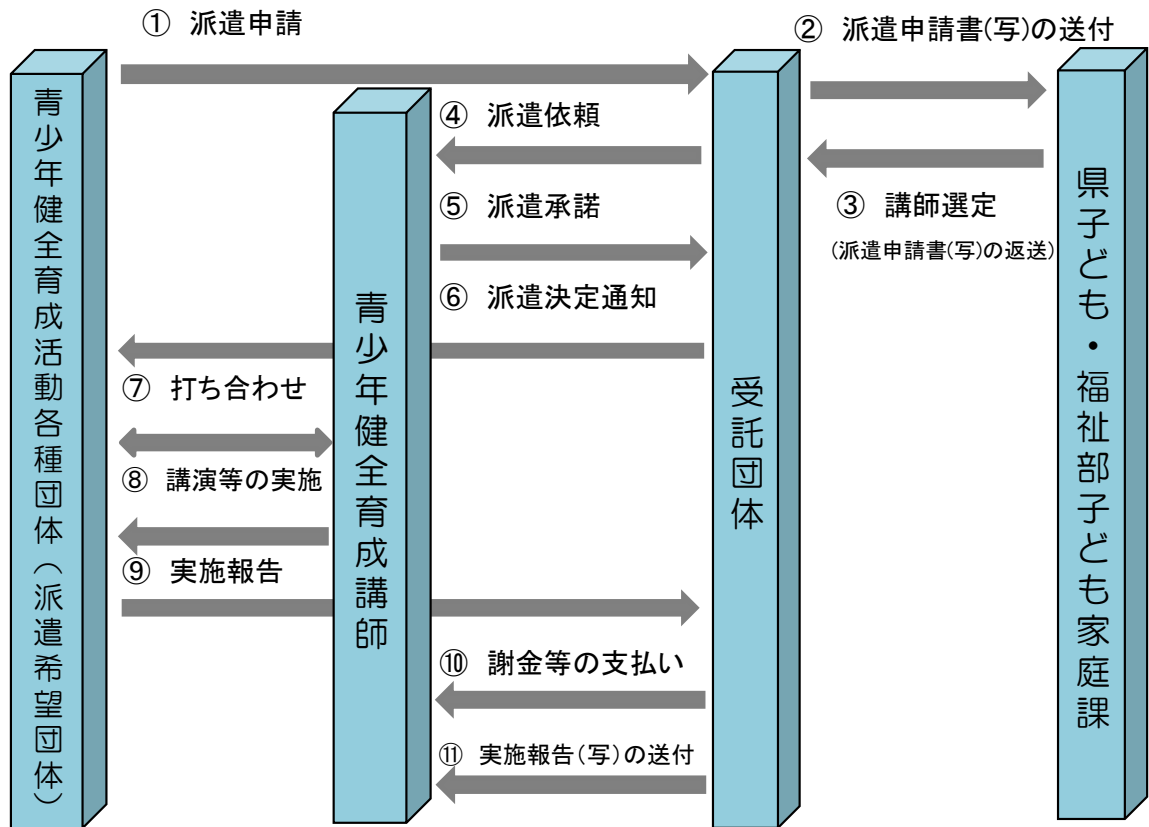
### 2 所在地

〒700-0026 岡山市北区奉還町3-1-30

### 3 連絡先

- (1) 電話番号 070-5050-3130  
(受付時間9:00~17:00 ※土日祝を除く)
- (2) メールアドレス sokusin@sgsg.work

## 青少年健全育成に向けた講師派遣事業 フロー図



### 【講師派遣の流れ】

- ① 主催者が、派遣申請書(様式第1号)を提出  
《 主催者 → 受託団体 》
- ② 受託団体から県へ派遣申請書(写)を送付(メール又はFAX)  
《 受託団体 → 県 》
- ③ 県が講師を選定し、受託団体へ派遣申請書を返送  
《 県 → 受託団体 》
- ④ 講師へ派遣依頼書により派遣依頼  
《 受託団体 → 講師 》
- ⑤ 講師より派遣の対応の可否回答  
《 講師 → 受託団体 》
- ⑥ 主催者へ派遣日時、派遣する講師等を記載した派遣決定通知書の送付  
《 受託団体 → 主催者 》
- ⑦ 主催者において、講師と講演内容等の打ち合わせ
- ⑧ 講演会等の実施
- ⑨ 講演会等終了後、10日以内に派遣事業実施報告書(様式第4号)を提出  
《 主催者 → 受託団体 》
- ⑩ 講師への謝金等の支払い  
《 受託団体 → 講師 》
- ⑪ 講師へ実施報告(写)の送付  
《 受託団体 → 講師 》

## 注意事項

- 同一日かつ同一場所において、関係する複数の団体から申込みがあった場合は、同一団体による申込みと判断し、いずれかの講演会のみ派遣対象とします。
- 講師との具体的な打ち合わせ等は、講師決定後、直接行うこととし、必要な資料・資材・会場等の手配は、事前に講師との打ち合わせの上、準備してください。ただし、謝金及び当日の旅費以外にかかる経費(打ち合わせに係る費用等)については主催者の負担とします。
- オンラインによる講演会を希望される場合には、主催者において、講演環境を準備してください。使用するツールは、申請書へ記入してください。
- 「本事業対象以外の講演会等の講師選定の参考にしたい」など、本事業で派遣している講師の情報に関する照会には対応しません。
- 申請書に特定の講師を希望する旨を記載していた場合、受理することはできません。引き続き、本事業の利用を希望する場合には申請書を再提出していただきます。
- 本事業の対象は、保護者や地域住民が主として参加する講座、研修会及び講演会等です。「派遣対象となる分野一覧」に記載する「学生のための講演会等にも派遣可能なもの」を除き、学生のみが参加する講演会等への講師派遣は行いません。

## よくある質問

- 1 以前お世話になった講師の内諾を得ているので、その講師を派遣してほしい。  
本事業では、特定の講師を希望することは出来ません。  
なお、特定の講師が選定されなかったことを理由とした中止等があった場合は、それ以降、本事業に申請することは出来ません。
- 2 「派遣対象となる分野」に記載されていない内容の講演会に講師を派遣してもらえるか。  
青少年の健全育成に関する内容であれば、講師を派遣出来る場合がありますので、申込み前に御相談ください。
- 3 学生と保護者(又は、参加者)をそれぞれ分けて二部構成にし、それぞれで講師に話をしてほしい。  
合計時間が2時間未満の場合は、本事業の対象としますので、講師決定後、直接、講師と打ち合わせをしてください。  
事前に講師にお伝えしますので、申請書の「その他参考事項」欄に構成の詳細を記載してください。  
ただし、講師の調整が出来ない場合には、不成立となる場合があります。  
なお、学生のための講演部分については、「派遣対象となる分野一覧」のうち、「学生のための講演会等にも派遣可能なもの」以外は受け付けません。
- 4 オンラインで講演会を開催する場合、受講者は一箇所に集めた方が良いか。  
受講者を一箇所に集める必要はありません。  
主催者側で準備されるツールに応じて、受講者を全て遠隔対応として問題ありません。  
ただし、要件となる「20名以上の受講者」が聴講する計画としてください。
- 5 あらかじめ講演を撮影し、その動画を講演会で放送したい。(当日講師の派遣無し)  
あらかじめ撮影した動画による講演会は、本事業の対象外です。

# 青少年健全育成に向けた講師派遣事業派遣申請書

年 月 日

受託団体 御中

主催者住所 (〒 - )

主催者名称

代表者氏名

青少年健全育成に向けた講師派遣事業実施要項第2条に基づき、次のとおり申請します。

講演等の希望時間	第1希望	年 月 日 ( ) 午前・午後 : ~ :
	第2希望	年 月 日 ( ) 午前・午後 : ~ :
	第3希望	年 月 日 ( ) 午前・午後 : ~ :
	第4希望	年 月 日 ( ) 午前・午後 : ~ :
講演会等の名称		
派遣希望場所	所在地	
	会場名	
	会場電話番号	( ) -
参加対象者		
参加予定人員	名	
参加料	無 ・ 有 有の場合 (参加負担金 円)	
	(内訳) :	(項目) - (金額) 円 : - 円 : - 円
1. 講演会等の開催目的 ※具体的に記載すること  2. 希望する講演内容 (分野: ) ※分野の中で、講演を依頼したい内容について、具体的に記載すること  3. オンラインの希望の有無 無 ・ 有 (使用ツール: ) 4. その他参考事項		
担当者 職・氏名		
電話番号	( ) -	
FAX番号	( ) -	

※ 講演会等の企画書等参考資料を添付してください。

※県が講師を選定するため、以下は記入しない。

派遣する講師	第1		第2	
	第3			

## 青少年健全育成に向けた講師派遣事業実施報告書

年 月 日

受託団体 御中

主催者住所

主催者名称

代表者氏名

青少年健全育成に向けた講師派遣事業について、次のとおり報告します。

利用日時 (講演時間)	年 月 日 ( ) 午前・午後 : ~ :	
講演会等の名称		
場 所	所在地	
	会場名	
参加者		
参加者数	名 (性教育・デートDVに係る講演会の場合: 男性 名、女性 名)	
講演等内容 (具体的に記載)		
1. 講師名		
2. 演題		
3. 内容		
感想・意見など		
担当者 職・氏名		
電話番号	( ) -	
FAX番号	( ) -	

※利用日時については、実際に講師が講演を行った時間を記載してください。

※派遣当日のプログラム、記録写真、その他参考資料を添付してください。

問い合わせ先

岡山県 子ども・福祉部 子ども家庭課 青少年班  
〒700-8570 岡山市北区内山下2-4-6  
電話:086-226-0557(直通)  
FAX:086-234-5770  
E-mail:kodomokatei@pref.okayama.lg.jp

令和8年4月1日発行